

# いたみマネージャー認定 (PAM資格認定)のご案内

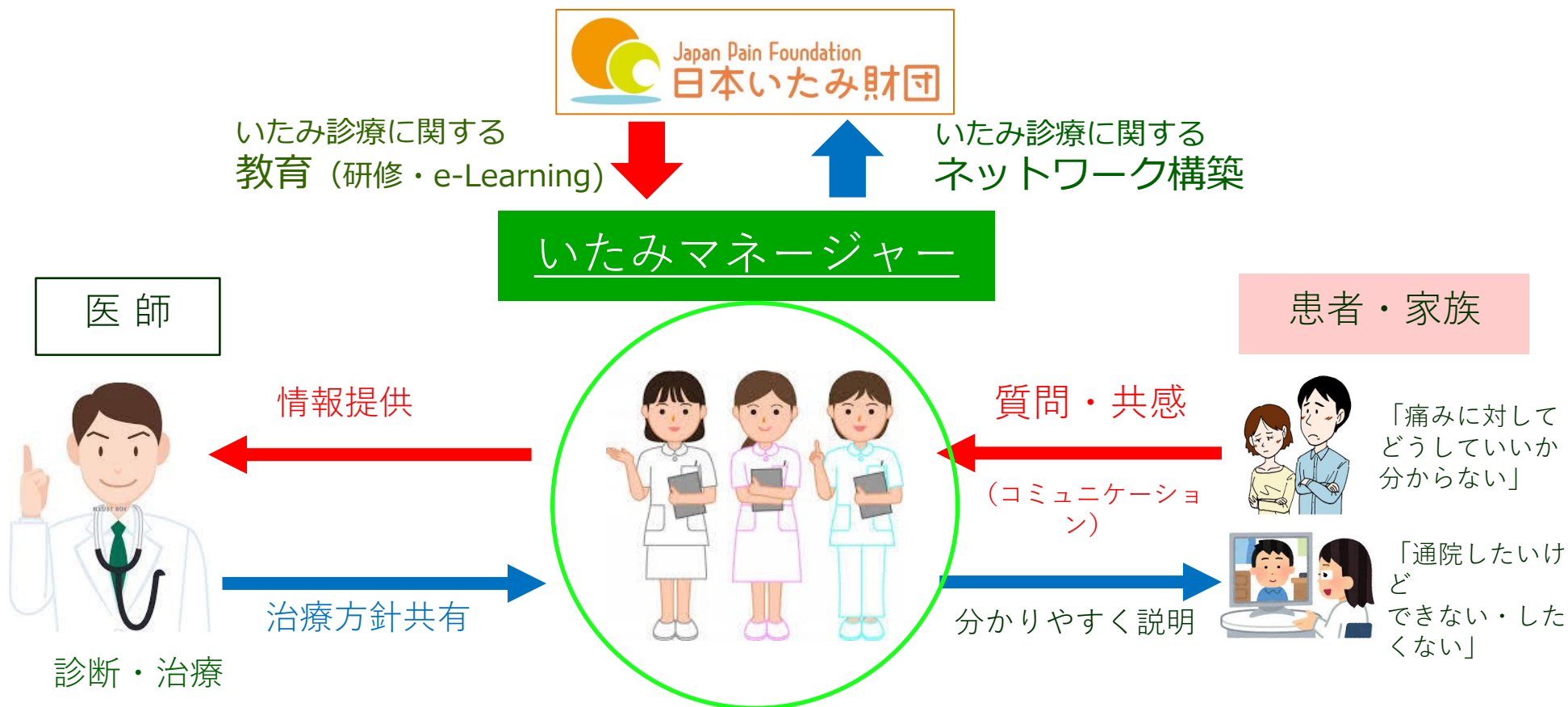


# いたみマネージャーとは

- さまざまな「いたみ」で困っている患者さんや家族の相談に対応します。
- 「いたみ」で困っている患者さんが、その症状や病態に応じて適切な医療を受けることができるように医療機関との連絡調整等を行います。
- 自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識を日々学習しています。専門的知識を得るための講習を財団から受けることができます。

※自分が持つ医療系資格の法令の定める範囲内での活動を行います。  
いたみマネージャーの資格を持つことが、自分の持つ医療系資格の法令の定める範囲以上の対応をできることを保証していません。

# 痛み診療における「いたみマネージャー」



- ・いたみマネージャーは**自身**が有する資格の法令が定める範囲内で活動します。
- ・痛みを抱える患者さんの窓口となり、患者さんからの**質問や要望に対して十分なコミュニケーション**をとることで、適切ないたみ医療を受けてもらうための**連絡調整等を行う橋渡し役**となります。
- ・いたみマネージャーの資格を取得しても、認定者自身が有する資格の法令が定める範囲外の活動ができるわけではありません。

# いたみマネージャーになりませんか？

1. **日本いたみ財団のHP上に記載された医療に関する国家資格あるいは都道府県認定の資格**をお持ちの方は以下の手順を進めればなることができます。
2. まず**日本いたみ財団の会員になる**手続きをしてください。会員に登録された後に財団のHP上の「**会員専用ページ**」にログインしてください。
3. いたみ財団が開催する**いたみ財団ベーシック研修会**のセミナーを受けて「いたみ診療」の基本を勉強して頂きます。すでに厚労省慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業「**慢性疼痛診療研修会**」を受講された方はベーシックセミナーの受講は必要ありません。
4. 会員専用ページに「**いたみマネージャー**」の**Webサイト試験**へのリンクがありますのでクリックして移動してください。説明に準じて試験を受けてください。**試験はいつでも何度でも受験することができます。**
5. **上記3の研修会の受講を修了**<sup>注1)</sup>され、**上記4の試験を受験し合格**された方は「いたみマネージャー」の財団の認定委員会で**書類審査**を受けていただきます。認定申請手続きをお願いします。
6. 認定委員会の審査で認められれば（**書類審査合格**）<sup>注2)</sup>、「**いたみマネージャー**」の**認定証を発行**し申請された方の住所へ郵送いたします。

注1) いたみマネージャー申請者は自身のもつ資格の法令の定める範囲内における活動を記載してください。

注2) 各資格について法令の定める範囲を逸脱する内容など虚偽の記載が申請書類に認められる場合は資格の認定ができないことがあります。

# いたみマネージャーになるための手順

1. 日本いたみ財団の**会員登録**を行う。



会員登録が済んだら

2. いたみ財団が開催する**いたみ財団ベーシック研修会のセミナー**を受講する。  
(厚労省慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業「慢性疼痛診療研修会」を既に受講された方はベーシックセミナーの受講は必要ありません)



研修会の受講が済んだら

3. 会員登録後、会員専用ページにログインし「**いたみマネージャーWeb試験サイト**」をクリック。Webサイトの試験の説明に従い、いたみマネージャー認定のための受験をしてください。



Web試験に合格したら

4. 財団HPより**認定審査に必要な書類作成・手続き**を行ってください。

- ①申請書類の作成（認定申請フォームより）
- ②所属長等からの推薦書
- ③Webサイト試験合格証書
- ④認定審査料：3,000円のお支払い



申請書類一式を日本いたみ財団へ送付したら

5. 日本いたみ財団の認定委員会で上記**書類の審査**が行われます。



認定委員会の審査で合格したら

6. 指定されたご住所へ「いたみマネージャー」の**認定証を郵送**します。

# いたみマネージャーの申請書類について

- 申請書には「申請した理由」を記載する欄があります。日常の痛み患者さんに対する活動と申請した理由を記載ください。
- 勤務する施設の所属長ないし勤務する職場の部門長、またはそれに準ずる方からの推薦書を提出してください。
- 申請者が所属する施設の責任者である場合には、「いたみ患者さんに対する活動報告書」を記載して提出してください。
- いたみマネージャー申請者は上記書類はいずれにも「自身のもつ資格」の法令の定める範囲内における活動を記載してください。
- 各資格について法令の定める範囲を逸脱する内容および虚偽の記載が認められる場合はいたみマネージャーの資格の認定ができないことがあります。

# いたみマネージャーの更新

- 「いたみマネージャー」は自動車の運転免許と同様に免許取得後**5年間で更新**する必要があります。
- いたみ診療に関連する知識は常に新しい情報が加わります。 また今まで学んだことが訂正されることもあります。そのため「いたみマネージャー」は常に**研修会で学修**して知識を新たにすることを患者さん・家族に求められています。
- また**資格取得後も継続的に「いたみ診療」に関わっている必要**があります。その現状を財団が確認するため「**学会発表や論文**」あるいは日々の診療における「**活動報告**」等の提示・提出をお願いすることになります。  
上記は資格の更新のために必要となりますので更新条件を御確認ください。

(1) 更新期間：**5**年間

(2) 更新条件：**15**単位

- ① 日本いたみ財団が主催する教育研修会  
ベーシックコース：**5**単位 アドバンスコース：**10**単位
- ② 種々の学会主催の教育研修講演会  
日本いたみ財団が認定する教育研修講演：**5**単位
- ③ 日本痛み財団が認定する**疼痛関連学会**参加：**2**単位
- ④ **活動報告書**：**5**単位（必須）
- ⑤ 症例報告・**学会発表**など：**5**単位
- ⑥ 論文：**5**単位
- ⑦ **教育活動**：**1**単位